

発議案第2号

令和5年3月24日

紫波町議会

議長 武 田 平 八 殿

提出者	紫波町議会議員	根 水 康 博
賛成者	紫波町議会議員	熊 谷 育 子
賛成者	紫波町議会議員	浅 沼 有 朋
賛成者	紫波町議会議員	北 條 聡
賛成者	紫波町議会議員	戸 塚 美 穂
賛成者	紫波町議会議員	阿 部 美佳子
賛成者	紫波町議会議員	細 川 久
賛成者	紫波町議会議員	及 川 ひとみ

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出する。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね 15～30 万円であり、医療保険適用ではないため全額自己負担となります。そこで国においては、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴（両耳 70 デシベル以上。身体障害者手帳 6 級以上）に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っていますが、その対象者はわずかであり、多くの方が自費で購入していることから、高齢者の経済的な負担は非常に大きなものとなっています。

日本においても、一部の自治体では高齢者への補聴器購入に対し補助を行っていますが、補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国は、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 3 月 24 日

岩手県紫波町議会

（提出先）
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣